

慶長八年（一六〇三）

中馬場村年貢割付状（伊奈忠次）

当館寄託

中馬場石井明家二

【翻刻】

（端裏書）①

「慶長八卯

中馬場」

卯年可レ納御年貢わり付之事

（町）

一、上田 壺 丁七反五 七 廿四步 此取②十石五斗式升八合

六□③

一、中田 四丁六七 十壺步 此取廿石三斗式升

五ツ

一、下田 八丁六七 十八步 此取③五石一斗七升二合

四ツ半

此内式反五 七 一 ミミそ④ 二引⑤

米合 六拾六石四升

可レ納

一、上畑 壺町壺 七 六步 此代⑥七百八文

七十文

一、中畠 壺町七反 三 七 十八步 此代八百六十七文

五十文

一、下畠 拾式丁壺 反 十九步 此代壺費⑦六百八十二文

卅文

此内六町五反 七 一 水いかり⑧ 二引

一、屋敷 七反五 七 十五步 此代七百五十五文

百文

永楽⑨合四貫十式文

可レ納

右如レ此 相定 上 八、十一月廿日 可レ有 二 皆 濟 一、
若其 過 於 二 無 沙 汰 一、 八、以 二 譴 責 一、 可 二 申 付 二 者 也、 仍
如レ件⑩

卯十月十二日 伊備前⑬（花押）⑭

中はんは

（姓）

名主・百姓 中

八潮市立資料館注
 ①端裏書：文書の右端の裏に書かれた文字。文書を折り畳むと端裏書が表になる。

②取：年貢額（米）。

③六□（ツ）：一反あたり六斗の意。「ツ」は欠損。

④いミそ（井溝）：水路。

⑤引：課税面積から控除する意。

⑥代：年貢額（錢）。

⑦貫：一貫＝一〇〇〇文。

⑧セき（堰）水いかり：洪水。

⑨永楽：永楽錢（永楽通宝）。中国の明朝永楽帝の代（一四一一年）から鑄造された銅錢。日本に輸入されて通貨として流通した。

⑩如此：前述の通り。

⑪切而：期限として。

⑫皆済：年貢を完納すること。

⑬無沙汰：年貢を滞納すること。

⑭譴責：叱責して督促すること。

⑮仍如件：書き止め文言。「そこで前記の通りである」の意。

⑯伊備前：伊奈備前守忠次（代官頭）。「伊備前」のように省略する記載は、「片名字」と呼ばれる。自分の名を片名字で記す場合は自分の方が尊いことを示し、相手を片名字で記す場合は相手を尊敬することを意味した。

⑰⑱：黒印。印文は「龍（竜）福（福）寶（宝）吉」（上↓下↓右↓左）。

※面積と米の単位は後掲。

【現代語訳】

(端裏書) (前掲注①参照)

「慶長八卯年(一六〇三)

中馬場」

卯年の納めなければならない年貢の割り付けの事

一、上田の面積は一町七反五畝二四歩 この年貢額は米で一〇石五斗二升八合 一反あたり六斗

一、中田は四町六畝一歩 この年貢額は米で二〇石三斗二升 一反あたり五斗

一、下田は八町六畝一八歩 このうち二反五畝は水路(「井溝」となっている)ので、課税面積から控除する。この年貢額は米で三五石一斗七升二合 一反あたり四斗五升

(田の年貢は)米で合計六六石四升を納めなさい。

一、上畑の面積は一町一畝六歩 この年貢額は錢で七〇八文 一反あたり七〇文

一、中畑は一町七反三畝一八歩 この年貢額は錢で八六七文 一反あたり五〇文

一、下畑は一町二反一九歩 このうち六町五反は水損地(「堰水いかり」となっている

ので、課税面積から控除する。この年貢額は錢で一貫六八二文(一六八二文) 一反あたり三〇文

一、屋敷は七反五畝一五歩 この年貢額は錢で七五五文 一反あたり一〇〇文

(畑・屋敷の年貢は)永樂錢(前掲注⑨参照)で合計四貫一二文を納めなさい。

この通り決定したので、十一月二十日までに年貢を完納しなさい。もし期日を過ぎて滞納した場合は、叱責して完納を命じることになる。以上の通りである。

卯年十月十二日 伊奈備前守忠次(花押) ㊦

(㊦は前掲注⑰参照)

中馬場

名主・百姓中

参考 面積と米の単位

面積の単位

一町ちやう \parallel 一〇反たん (段) \parallel 約九九・一七ル (九九一七平方ル) \downarrow ほぼ一畝

一反 \parallel 一〇畝せ

一畝 \parallel 三〇歩ぶ (坪) \downarrow ほぼ一ル

一步 (坪) \parallel 六尺 (二間)けん 平方 \parallel 約三・三〇六平方ル

※一間 \parallel 約一・八二八ル

米の単位 (容積)

一石 \parallel 一〇斗と

一斗 \parallel 一〇升しょう

一升 \parallel 一〇合 \parallel 約一・八トル